

元保第 1254 号  
令和 2 年 3 月 2 日

各社会福祉施設等設置者 様

愛媛県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等  
に対する融資について

このことについて、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、お  
知らせします。

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局  
保健福祉課企画係 石村  
TEL : 089-912-2383  
E-mail : [ishimura-ryo@pref.ehime.lg.jp](mailto:ishimura-ryo@pref.ehime.lg.jp)

事 務 連 絡

令和2年2月21日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しております。

社会福祉施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであるため、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合に、別紙のとおり、経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

## 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

### ○経営資金

	通常の融資	▶	本件による優遇融資
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)		10年以内 (1年以内)
貸付利率 <small>(令和年月2月21日現在)</small>	0.801%		0.200%

(※) 既往貸付金の返済については、個別にご相談ください。

---

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談  
窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 債権課 (TEL:03-3438-9936)